



鳥取県公報

令和8年7月17日（金）
第9807号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（416）（孤独・孤立対策課）・・・2
	知事指定薬物の指定の失効（417）（医療・保険課）・・・3
	大規模小売店舗の廃止の届出（418）（企業支援課）・・・3
	土地改良区の定款の変更の認可（2件）（419・420）（農地・水保全課）・・・3
	保安林の指定施業要件の変更予定（421）（森林づくり推進課）・・・4
	急傾斜地崩壊危険区域の指定（422）（治山砂防課）・・・4
	港湾区域内の船舶の撤去（423）（鳥取港湾事務所）・・・5
	開発行為に関する工事の完了（424）（中部総合事務所環境建築局）・・・5
	県営土地改良事業の工事の完了（425）（中部総合事務所農林局）・・・5
	地方税等の収納事務の委託（426）（会計指導課）・・・5
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正（30）・・・6
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・6
	警備業法に基づく検定の実施（2件）（警察本部生活安全企画課）・・・7

告 示

鳥取県告示第416号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者、介護予防事業者、居宅介護支援事業者の名称又は主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所、介護予防・日常生活支援事業所及び居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社ライトアップ	倉吉市幸町532-1	そらいろ	倉吉市幸町532-1	通所介護	令和8年4月1日
〃	〃	ひびの	倉吉市円谷町508-3	地域密着型通所介護	〃
株式会社キンタカ	西伯郡大山町末長262-3	オリーブ薬局	米子市西福原八丁目12-51	居宅療養管理指導	〃
社会福祉法人湖成会	日野郡日野町根雨730	特別養護老人ホームあいご	日野郡日野町根雨730	短期入所生活介護	〃
〃	〃	福祉用具貸与販売事業所あいご	日野郡日野町根雨710	特定福祉用具販売	〃
社会福祉法人地域でくらす会	鳥取市湖山町南一丁目569	ヘルパーステーション蔵まち	倉吉市東巖城町219	訪問介護	令和8年5月7日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社キンタカ	西伯郡大山町末長262-3	オリーブ薬局	米子市西福原八丁目12-51	介護予防居宅療養管理指導	令和8年4月1日
社会福祉法人湖成会	日野郡日野町根雨730	特別養護老人ホームあいご	日野郡日野町根雨730	介護予防短期入所生活介護	〃
〃	〃	福祉用具貸与販売事業所あいご	日野郡日野町根雨710	特定介護予防福祉用具販売	〃

3 介護予防・日常生活支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社ライトアップ	倉吉市幸町532-1	そらいろ	倉吉市幸町532-1	第一号通所事業による支援に相当する支援	令和8年4月1日
〃	〃	ひびの	倉吉市円谷町508-3	第一号通所事業による支援に相当する支援	〃

4 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人 湖成会	日野郡日野町根雨730	プランセンターあいご	日野郡日野町根雨899-1	令和8年4月 1日

鳥取県告示第417号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
8-知(1)-1	M e t h y l e n e d i o x y n i t a z e n e	令和8年6月19日	令和8年6月27日
8-知(1)-2	F l u e t o n i t a z e p y n e、 N - p y r r o l i d i n o - f l u e t o n i t a z e n e	〃	〃
8-知(1)-3	5-M e O-N i P T	〃	〃

鳥取県告示第418号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積（以下「基準面積」という。）以下とする旨の届出があったので、次のとおりその概要を告示する。

令和8年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
味想ハワイ店 東伯郡湯梨浜町大字田後234-1
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
新あじそう株式会社 代表取締役 宇崎 孝也 倉吉市大正町二丁目90
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 1,464平方メートル
変更後 0平方メートル
- 基準面積以下となる年月日
令和8年7月21日
- 基準面積以下とする理由
店舗建替えに伴い解体するため
- 届出年月日
令和8年6月19日

鳥取県告示第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、邑美土地改良区の定款の変更を令和8年7月6日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大山地区畑地土地改良区の定款の変更を令和8年7月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第421号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字東字塚字池ノ谷奥663、664
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第422号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び八頭県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称
福本地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町福本字前田下分183－2	1号
八頭郡八頭町福本字山田平東分437－10	2号
八頭郡八頭町福本字山田平東分437－7	3号
八頭郡八頭町福本字山田平東分443－2	4号
八頭郡八頭町福本字脊戸山405	5号
八頭郡八頭町福本字御堂ノ奥上平391	6号

八頭郡八頭町福本字本谷上平384	7号
八頭郡八頭町福本字日焼305	8号
八頭郡八頭町福本字日焼322－1	9号
八頭郡八頭町福本字上土居227	10号
八頭郡八頭町福本字上土居215	11号
八頭郡八頭町福本字下土居203－1	12号
八頭郡八頭町福本字下土居200－1	13号

鳥取県告示第423号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定に違反して許可なく港湾区域内に放置している船舶の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第56条の4第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月17日

鳥取県鳥取港湾事務所長 小 屋 隆 志

- 1 次の表に掲げる船舶の所有者又は賃貸借その他により当該船舶を使用する権原を有する者は、令和8年7月25日までに当該船舶を鳥取港の港湾区域内から撤去すること。

漁船登録番号	船名	所在地（次の図に示すとおりとする。）
不明	網師本丸（旧「末広丸」）	鳥取市港町13－1

- 2 1の船舶を期限内に撤去しない場合は、港湾管理者である鳥取県鳥取港湾事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、港湾法第56条の4第8項の規定により撤去をしなかった者の負担とする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県鳥取港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第424号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和8年7月17日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和8年6月1日 鳥取県指令第202600055282号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市小篠津町
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市米原五丁目12－106
永見 涼、永見 莉央

鳥取県告示第425号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和8年7月17日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業 谷奥地区 ため池等整備	令和8年7月6日

鳥取県告示第426号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、コンビニエンスストア等を利用して納付する地方税その他の収入の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループ	東京都千代田区永田町二丁目11-1	令和8年7月1日	令和8年7月1日	令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第30号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

令和8年7月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
1 病院 <table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>介護老人保健施設 いなば幸朋苑</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> 2～4 略	施設名	所在地	略		介護老人保健施設 いなば幸朋苑	略	略		1 病院 <table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>介護老人保健施設 いなば幸朋苑 <u>ユニット型介護老人保健施設いなば 幸朋苑</u></td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> 2～4 略	施設名	所在地	略		介護老人保健施設 いなば幸朋苑 <u>ユニット型介護老人保健施設いなば 幸朋苑</u>	略	略	
施設名	所在地																
略																	
介護老人保健施設 いなば幸朋苑	略																
略																	
施設名	所在地																
略																	
介護老人保健施設 いなば幸朋苑 <u>ユニット型介護老人保健施設いなば 幸朋苑</u>	略																
略																	

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
大山町高田字下国松3004	田	1,802

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

- 4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる理由

当該農地は、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業規程で定める地域計画の区域内の農用地に当たるため。

- 5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の 始期	存 続 期間	借賃に相当する補 償金の額（円）	補償金の支払の方法
大山町高田字下国松3004	令和8年 10月1日	9 年 4 月	61,221	利用権の始期までに鳥取法務局米子支局に供託

- 6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限

令和8年7月31日

- (2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

- (3) 記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年
国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年7月17日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級

雑踏警備業務 1級

- 2 実施日時

- (1) 学科試験

令和8年10月16日（金）午前9時30分から午前11時まで

- (2) 実技試験

令和8年11月18日（水）午前9時30分から午後5時まで

- 3 実施場所

- (1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第27会議室

- (2) 実技試験

鳥取市千代水三丁目100 鳥取警察署4階武道場

- 4 受検定員

5名

- 5 検定の内容

- (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

- イ 法令に関すること。
- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
- オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 雑踏の整理に関すること。
- イ 雑踏警備業務の管理に関すること。
- ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 雑踏警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

令和8年9月14日（月）から同月18日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中でであっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

- (1) 検定手数料 13,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年7月17日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
雑踏警備業務 2級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
令和8年10月16日(金) 午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
令和8年11月20日(金) 午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第27会議室
 - (2) 実技試験
鳥取市千代水三丁目100 鳥取警察署4階武道場
- 4 受検定員
5名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
令和8年9月14日(月)から同月18日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)
なお、検定申請の受付は先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
 - (1) 検定手数料 13,000円
 - (2) 納付方法
(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857－23－0110（代））にすること。